

# 白井市役所庁舎整備検討委員会（第3回）

## 次 第

日 時 平成23年9月9日（金）

午後2時から午後5時まで

場 所 保健福祉センター3階 団体活動室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）改善点の整理

（2）その他

4. 閉 会

# 【第3回】

## 白井市役所庁舎 整備検討委員会 会議資料

白井市役所  
総務部 管財契約課

改善点の整理 (構造等本体に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
1	耐震強度不足 【法的要件:耐震改修促進法】 【機能:防災拠点機能】	平成18年度の耐震診断の結果、耐震強度が不足している。(最低Is値0.42)	耐震補強又は建替え			-		①整備手法(補強及び建替え)の経済比較 ②耐震補強の場合はその工法の検討 ③目標Is値は0.75で適当なのか ④整備手法や工法の選定にあたっては、仮設事務所等、機能の維持に留意する。 ⑤建替時の環境負荷
2	外壁の老朽化	建設当初から本格的な塗装は一度も行われておらず、平成21年度の外壁調査の結果においても、著しい劣化が報告されている。 また、美観もかなり損なわれている状況である。	外壁塗装の実施、又は、パネル等でのカバー改修			-		タイル部の劣化は、さほど進行していないが、今後何年もつか検証が必要。タイル部以外の外壁の塗装を行うのであれば、仮設費等考慮し、併せて何らかの対策を行っておくべきである。
3	屋上防水、樋の劣化	建設当初から本格的な補修は行われておらず、劣化が著しい。	屋上防水改修の実施 樋配管の更新			-		①断熱仕様防水の検討 ②屋上緑化の検討
4	断熱性 【法的要件:エネルギーの使用の合理化に関する法律】	断熱性が悪い、冷暖房効率が低い。	①外壁改修による外断熱化 ②窓ガラスの断熱性能向上 ③庇等の設置検討			環境負荷の低減		冷暖房機器の更新と併せて検討する必要がある。
5	7階レストランの張り出し構造	①一部漏水が発生しており、そのまま放置するとさらに悪化する可能性があるが、修繕を行うには仮設が膨大となるため苦慮している状況である。 ②外壁や窓を修理する際には、屋上からゴンドラを吊るし行っているが、当該下部は張り出しが邪魔になり行えない。	当該部分の撤去			維持管理の向上		撤去する場合には、避難経路の確保に注意が必要
6	庁舎の配置 【設備:空調機】	①北側に正面出入り口があるため、冬期は北風が吹き込んでしまう。 ②保健福祉センターとの連絡通路が屋外のため、雨天時等における移動が不便との意見がある。また、保健福祉センターには障害を持つ利用者も多いことから、本庁への移動距離が遠く不便との意見もある。	①出入口の位置に関する検討、または、空調設備の改善や風除室の改善。 ②庁舎の配置の変更。 旧収入役室側からの渡り廊下の設置。 障害者に配慮した総合窓口体制。 など					①温暖期は逆に風がとおり易い構造が好ましいことに留意する。
7	1階ロビーの吹き抜け構造 【設備:空調機】	温かい空気は上昇し、冷たい空気は下降してしまうため、空調機の運転時期は、1階と2階の温度差が大きくなり、効果も半減してしまう。	空調方法の変更又はロビー構造の変更					
8								

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)  
緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)

改善点の整理 (設備に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
1	昇降機(計3基)の老朽化 【法的要件:建築基準法・バリアフリー法等】	①庁舎建設時に設置したもので、部品によっては製造が打ち切られているものもある。故障してしまうと直らない可能性がある。 ②バリアフリー対応でない。	機器の更新					免震工法を採用する場合には、当該工法対応型とする必要がある。
2	冷温水発生器(計2基)の老朽化 【法的要件:省エネ法、官公庁施設の建設等に関する法律】	①庁舎建設時に設置したもので、部品によっては製造が打ち切られているものもある。故障してしまうと直らない可能性がある。 ②近年、故障が多かったことから、平成22年度、平成23年度に1基ずつオーバーホールを行ったが、メーカーによれば「更新時期が若干延伸された」程度とのことである。 ③耐震機能の不足 ④多くの電力を使用する機器であり、省エネ化の課題がある。	機器の更新					空調設備については、方式(電気、ガス、個別空調、セントラル空調等)の選定をする必要がある。
3	給水、排水、冷温水配管の老朽化 【法的要件:官公庁施設の建設等に関する法律】	①発錆等の劣化、バルブの固結、漏水等が多くの箇所で見られている。 ②現在では一般的な要所へのフレキ管の設置など、耐震対応がされていない。 ③天井ボード裏、パイプシャフト内の配管が幅そうしているため、漏水が発生すると原因の特定が困難で、多くの時間と労力を要することがある。	各配管の更新					
4	電気配線、配電盤等の老朽化	建設時から更新したことが無く、稀にはあるが漏電することがある。 防災面からも更新が必要である。	配線、配電盤の更新 エコケーブルの採用					
5	省エネ(照明器具) 【法的要件:省エネ法】	照明器具における不要なエネルギー消費がある。 トイレ・階段等の一時使用の場所の節電対策が必要。	①常に人がいる箇所でない(トイレ等)については、人感センサー式を採用。 ②廊下や階段については、自然光が十分なときは電源が切れるものを採用する。 ③LED製品を積極的に採用する。 ④執務空間の照明スイッチを細分化し使用量削減。			環境負荷の低減		経済性の検討が必要である。
6	省エネ(雨水・中水等の利用) 【法的要件:省エネ法】	トイレ等についての雨水が中水利用がされていない。	雨水再利用設備の採用検討			環境負荷の低減		経済性の検討が必要である。
7	省エネ(再生可能エネルギーの利用) 【法的要件:省エネ法】	太陽光発電機等、再生可能エネルギーの利用がされていない。	太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー設備の採用検討			環境負荷の低減		経済性の検討が必要である。
8	防災監視盤の老朽化	庁舎建設時に設置したもので、部品によっては製造が打ち切られているものもある。故障してしまうと直らない可能性がある。	設備の更新					
9	屋上設置設備の老朽化	高架水槽や冷却塔が建設時より設置されているため老朽化が著しい。	設備の更新					

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)  
緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)

改善点の整理 (設備に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
10	情報の管理(システム関係)	①事務室がオープンスペースの状況 ②サーバー室が1階にあり、浸水等災害対策及び防犯上好ましくない。 ③冷房効率が低いため、夏季はシステムがダウンしないよう細心の注意が必要となっている。 ④システムディスプレイとカウンターとの距離が近く、来客者に覗き見られる可能性がある。	①事務室前にシャッターの設置や施錠のできる扉の設置。 ②サーバー室は2階以上に設置する。 ③サーバー室空調設備は、単独制御とし災害時にも対応できるように非常用電源からの電力供給の計画とする。 ④機の配置の工夫、覗き見されないような距離の確保、モニターに覗き見防止フィルターの設置等。					機能に関する事項と重複
11	電話設備	①電話を無線化できないか。 ②個人携帯電話を利用した内線電話方式の採用 ③代表電話(本庁舎)から、保健福祉センターや文化センターへ転送した場合に音質の劣化がある。	①専用端末を見ながらの対応等において、コードレス電話の希望は多いが、機器自体が高額なことから、故障が多いことから、現在は一部に設置している。 ②本庁・両センターの電話交換機が、それぞれ別機種であることが一要因と考えられる。 また、文化センターは専用線の引き直しが必要である。					保健福祉センター及び文化センターへの転送機能は必要な機能が再検証が必要である。
12	空調設備 【法的要件:省エネ法】	①個別制御ができないため夜間や休日には空調が入らない。このため、時間外の会議の開催が困難。また、残業時の職務環境が悪い。(意見多数) ②電力消費が非常に高い。 ③北側に出入口があるため冬期に北風が吹きこむ。	①②更新の際に、個別(或いは一部個別)空調の採用を検討。 ③出入口の配置計画の検討、設備計画の検討。					
13	トイレ 【法的要件:省エネ法、バリアフリー法】	①窓が無いトイレが多く、またスペースも狭いため、匂いや衛生面に関する苦情が多々ある。 ②男子小便器がハイタンク方式であるため、無駄な水利用がある。 ③女子職員から、トイレに職員用の棚を設けて欲しい旨の要望がある。 ④洗浄機能付きトイレの職員要望がある。 ⑤利用者から便座が冷たい等の苦情がある。 ⑥多目的トイレが1階に1箇所あるだけ、各階に設置することが望ましい。(都市計画課) ⑦男子トイレにもベビーベットの必要(市民課他) ⑧現在1階にある多目的トイレのドアが重い。	①窓の取れる平面計画。 ②センサー式小便器の採用。 ③職員専用トイレの設置する又は職員用ロッカーをトイレに近い箇所に配置する等の検討。 ④⑤ウォーム便座及びウォッシュレットの採用。 ⑥多目的トイレの増設					③管理の仕方等の問題がある。
14	給湯室	①窓が無い箇所にガス式湯沸かし機が設置されているが、換気扇が集中式なので時間外は止まってしまう。 ②1階市民課側の扉が外開きで、通路も狭いため、開閉の際に市民と接触する恐れがある。 ③来庁者に容易に見える位置にあり、好ましくない。	給湯室を各階に置く必要性から検討が必要					
15	窓等 【法的要件:省エネ法】	①1階及び2階のサッシが縦すべり出し窓となっており換気や通風が悪い。 ②夏場夜間に窓を開放すると虫等の侵入がある。 ③直射日光が入るため、冷房効率が悪い。庇等の日光を遮る設備が必要である。 ④ブラインドの操作性や形状が悪く、採光の調整がしにくい。	遮熱性、遮光性、通気性等を考慮した窓及びブラインド等付属設備の検討。					
16	授乳室又は授乳コーナー	現在無い。ふるさと祭等イベント時は問い合わせも多い。						
17	スロープ	玄関脇スロープ部は屋根が無いため、雨天時の荷物移動が困難。	屋根の設置、又はスロープ位置の変更。					

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)  
緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)

改善点の整理 (法的要件に関する事項)

整理番号	関連法令	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
					重要度	緊急度	その他		
1	建築基準法	昇降路の縦穴区画 (既存不適格)	昇降路(縦穴区画)の防火設備の遮炎、遮煙性能が、現行法令に不適格。 (令112条第9項・第14項)	エレベーターの扉、枠などの改修。					
2	建築基準法	防火シャッターの構造 (既存不適格)	縦穴区画(1・2階吹抜き部分)の防火シャッターの構造が、挟まれ防止機能がなく、現行法令に不適格。 (令112条第9項・第14項)	安全装置の設置等、防火シャッターの改修。					
3	建築基準法	防火ダンパー (既存不適格)	防火機能のみであり、防煙機能がない構造で、現行法令に不適格。 (令112条第16項)	防火ダンパーなどの構造不適格。 (令112条第16項)					
4	建築基準法	シックハウス対策(換気設備) (既存不適格)	換気設備は設置されているが、法令改正以前のもので、現行法令のシックハウス対策に適合していない可能性がある。 (令第20条の8)	詳細の調査等が必要であるが、換気設備の増設等の可能性あり。					
5	建築基準法	昇降機の安全装置 (既存不適格)	エレベーターの地震時自動着床機能、これに必要なバッテリー等がなく、現行法令に不適格。 (令129条の3～令129条の11)	エレベーターの改修。					
6	建築基準法	その他階段手すりなど (既存不適格)	階段手すり、内装制限、排煙設備など上記1から5以外における現行法令との不適格部分。	H21白井市庁舎改修計画策定報告書(P114～116)に記載内容の改修					
7	消防法	排煙設備・内装制限等	消防法の改正により、現行法令に適合しない(改修時には、適合させる必要がある)箇所がある。	H21白井市庁舎改修計画策定報告書(P114～116)に記載内容の改修					
8	建築物の耐震改修の促進に関する法律【構造】	耐震強度不足 (構造体)	特定建築物に該当((施行令第2条2項3号)階数3以上で1000㎡以上)し、最小Is値0.42で防災拠点に求められているIs値0.75を満たしていない。	耐震改修工事の実施。					
9	官庁施設の建設等に関する法律	設備機器等の耐震化	構造体以外の設備機器や非構造体の耐震化がされていない。	構造体以外の部分でも耐震補強等を行う。 ※本庁舎は関係法の対象物では無いが、準拠することが望ましいとされている。					

改善点の整理 (法的要件に関する事項)

整理番号	関連法令	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
					重要度	緊急度	その他		
10	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	階段、通路等の移動円滑化基準への適合	特別特定建築物に該当し、建築物移動円滑化基準への適合義務があるが、階段、廊下、昇降機、便所、スロープ、標識、案内設備、案内設備までの経路などで未整備。	改修工事の実施。					階段、昇降機、便所の改修には、面積、幅などに関して現庁舎の既存の部分では対応できない場合も有り、大規模な改修が必要になる。
11	エネルギーの使用の合理化に関する法律	外壁・屋根等の省エネ化	規模が第1種特定建築物に該当するため、外壁、屋根、窓等を通しての熱の損失のための省エネの措置が必要となる。(新築・改修共)	外壁、屋根、窓等を通しての熱の損失を防止するための仕様へ改修。					省エネ措置に関する届出が義務付けられ、届出後3年毎に維持保全の状況について定期報告が義務付けられている。
12	エネルギーの使用の合理化に関する法律	空調機等機械設備の省エネ化	規模が第1種特定建築物に該当するため、空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機に係るエネルギーの効率的利用のための措置が必要となる。(新築・改修共)	エネルギーの効率的利用の設備へ改修。					省エネ措置に関する届出が義務付けられ、届出後3年毎に維持保全の状況について定期報告が義務付けられている。
13	千葉県福祉のまちづくり条例	階段、通路等の県条例への適合	廊下、階段、エレベーター、便所、案内標示、駐車場、敷地内の通路などが整備基準を満たしていない。(努力規定)	改修工事の実施。					階段、エレベーター、便所の改修には、面積、幅などに関して現庁舎の既存の部分では対応できない場合も有り、大規模な改修が必要になる。
14									
15									
16									
17									
18									

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)  
 緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)

改善点の整理 (機能に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
1	防災拠点機能 【構造:耐震性、】	①耐震性能の不足 ②防災対策本部を設置するための、適当な部屋がない。また、現在は6階の正庁を本部設置にしているが、停電時のエレベーター停止等を考慮すると不適當。 ③防災の中枢を担う市民安全課(及び防災支援システム)が3階にあり、防災無線室が2階にあるなど、防災機能が集約されていない。また、現防災無線室は西日が照りつけ、機器に悪影響を与えている。 ④現市庁舎は、敷地を避難所に指定しているが、寝泊まりが可能な収容機能はない。 ⑤災害時の県等関係機関との通信手段の確保(非常電源等)	①②③担当課、防災システム、防災無線、対策本部室といった、防災機能の集約。 ④避難所として利用できる計画の検討。					庁内検討委員会における重要検討事項
2	情報の管理(システム関係)	①事務室がオープンスペースの状況 ②サーバー室が1階にあり、浸水等災害対策及び防犯上好ましくない。 ③冷房効率が低いため、夏季はシステムがダウンしないよう細心の注意が必要となっている。 ④システムディスプレイとカウンターの距離が近く、来客者に覗き見られる可能性がある。	①シャッターや施錠のできる扉の設置。 ②サーバー室は2階以上に設置する。 ③サーバー室空調設備は、単独制御とし災害時にも対応できるように非常電源からの電力供給の計画とする。 ④機の配置の工夫。覗き見されないような距離の確保。フィルター等の採用。					設備に関する事項と重複
3	個人情報の保護(窓口業務関係)	①税や保険など個人情報を扱う窓口に、ついで等の情報漏洩の防止機能がない。 ②個人相談を行う個人相談室がない。 ③事務室と廊下等の間に扉等がなく関係者以外が容易に出入りできる。	①個別に対応できるカウンターの設置 ②個人相談室の設置 ③現カウンターに仕切りを設置					
4	IT(OA)対応	①パソコンの普及等により配線が増え、事務室フロアの通行性を阻害している。また、モールの設置が多く美観を損ねている。 ②パソコンが普及する前の、従来の事務机のため、個人の執務スペースが狭い。	①OAフロアの採用 ②OA対応デスクの採用					
5	会議室の不足	①少人数の打合せで、会議室が塞がれ、不足の一要因となっている。 ②会議室が倉庫或いは作業場的に使用されている実態がある。 ③必要以上の予約をしたり、会議がキャンセルになっても予約システムを解除しなかったりしている実態もある。 ④③無料職業相談所(週5日)、消費者相談(週4日)と頻度が高くなっているが、防音性が無い、待合室が無いなど利便性や情報保護の問題がある。(商工振興課) ⑤DV相談等、個人情報保護に配慮した相談室(企画政策課)	①相談室等の少人数で使用できる会議室或いは事務室内への打ち合わせコーナーの設置。 ②作業室の設置、将来を見据えた文書庫の広さの確保。 ③管理運用面においての問題もある。予約を入れられないフリーの会議室を設けたり、各部或いは各フロア毎に会議室を割り振り管理して貰うなど管理運用面の検討が必要である。 ④⑤プライバシーに配慮した専用の相談室の設置。					庁内検討委員会における重要検討事項
6	会議室の機能	①防音性能が乏しい。 ②市民を交えた或いは市民が傍聴できる会議が多くなってきているが、対応できるスペースや設備が整った会議室が少ない。 ③省資源化から、従来の紙資料配布型の会議からモニターやプロジェクター等を活用した会議への転換が必要である。配布資料の作成事務も軽減される。	①防音性の確保。 ②委員会室と同等の会議室の設置。(録音機器、傍聴席、プロジェクター、モニター等の設置)					

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)  
緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)



改善点の整理 (機能に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
7	職員専用スペース不足	①更衣室(ロッカー)が著しく不足。ロッカーが無いために各自の靴や作業服等の荷物で事務スペースを圧迫している。(意見多数) ②窓口業務を行っている課等において昼食を食べる場所がなく、事務机で昼食を食べている。 ③給湯室が来客者の使用するトイレの近くにあり誰でも出入りできる状況。 ④昼食の弁当等の置場が廊下を使用しているので改善が必要ではないか。見栄えが悪い。 ⑤体調が悪くなった際、休める保健室がない。(意見多数)	①将来を見据えた余裕(数、スペース共)のある更衣室の計画。 ②③④職員用の食堂・休憩室の設置。 ⑤保健室の設置					
8	窓口機能	①現在1人分の納税相談スペースしかなく不足。(収税課) ②夜間・休日の施錠ができないことで出入りが自由となっている。 ③窓口カウンターに椅子や机がなく、相談時間が長い場合来客者が疲れてしまう。 ④窓口業務において個人情報漏えいの恐れが高い。(多数意見) ⑤窓口の待ち時間表示機能の設置 ⑥窓口の表示、通路の表示が分かりにくい ⑦各課の出入り口に扉が無いため、容易に部外者の侵入される恐れがある。	①将来を見据えた余裕(数、スペース共)のある計画とする。 ②シャッター等、侵入者の防止設備の設置。 ③総合窓口にし柔軟な対応のできる窓口の検討。 ④障害者・国籍等に配慮したユニバーサルデザインの導入 など					庁内検討委員会における重要検討事項
9	書庫・倉庫の不足	①ロッカーの上に書類等が積まれており、来客者から整理整頓されていないと見られている。 ②収納庫・書庫等の不足、また、個人情報関係書類を保管する鍵付の棚等も不足。(意見多数)	①収納庫の増設、又は、不必要な物の整理。ファイリングシステム導入の検討。 ②収納棚等の増設。 書庫が倉庫代わりに使用されている実態があるなど管理運用面にも問題がある。					庁内検討委員会における重要検討事項
10	売店・銀行等	①コンビニ等の売店がないため不便であるとの市民及び職員から意見がある。切手を買えないのかとの苦情が何回もあった。 ②銀行の位置が分かりづらい。また、銀行のセキュリティについて厳重にしたほうがよいのでは。	①売店等の設置の検討。 ②銀行配置の計画検討。					税のコンビニ納付は当市でも始まっている。また、住民票等をコンビニで発行するサービスを行っている自治体もある。
11	業務スペース	①業務で利用する専用端末機の種類・台数が多く執務スペースがひっ迫している。また、これらの機器が多く一人1台パソコンが全職員分配置できていない。(保健年金課) ②1人1台パソコンの配置となって久しいが、机は従来のままで手狭である。 ③(保健福祉センターではあるが)執務スペースの不足、課間の仕切り不在。	①②業務スペースに関する検証、検討を要する。 ③現在、保健福祉センターにある機能と併せた検討を要する。					保健福祉センターの執務スペースも手狭の状況になってきている。福祉関係部署の今後の業務体制の見直しについて検討を要する。
12	議場設備の老朽化	議場設備(モニター、録音機器)が古く、未だにカセット録音の機器もある。 また、委員会室のマイク設備や録音機器等も古く、配線のセットなど準備に多大な手間がかかる。(議会事務局)	議場及び委員会室の機器類は更新。					

## 改善点の整理 (機能に関する事項)

整理番号	問題点	問題点の具体的内容	改善策	評価			総合評価	備考 (留意事項等)
				重要度	緊急度	その他		
13	議場脇の執行部控室	議場の執行部控室が通路(廊下)を利用しているが狭く形状も悪い(縦長)、モニターのある控室の設置が必要。(議会事務局)	議場の近くに専用控室を新設し、議会が開催されない時は会議室として利用する。					
14	庁舎内掲示コーナー	①1階のポスター等掲示スペースが狭く、また、雑多に貼られており見づらい。 ②各課のカウンターに掲示物が貼られているが、見栄えが悪い。	掲示コーナーの配置、スペース等全体的に見直しが必要。					
15	パネル等の掲示コーナー	1階ロビーに市民に開放した掲示スペースの確保(文化課)	庁舎の一部を市民ギャラリー等開放するか検討が必要である。					
16	ゴミ集積	①各課のゴミ収集時(夕方4時頃)、ゴミ収集の委託事業者が各課を回るが、来庁者と交錯する。(特に1階) ②各課のゴミ箱が、課内の通路に無造作に置かれていて、通行の障害になるほか、美観も損ねている。	①ゴミの収集方法の見直し ②過剰にゴミ箱が置かれており、又、ゴミ箱自体も蓋が無いなどゴミ箱自体の問題もあるので、これらを踏まえ検討。					
17	銀行等ATM及びバス停留所の配置	バスとATM利用者の車両が交錯し危険。	ATMの移動					
18	金庫	収入役が廃止となり収入役室は空き室であるが、収入役室の金庫が使用中のため、空き室の有効利用が図れない。	会計課と金庫を一体化した配置に変更する。					
19	周辺施設の案内表示	保健福祉センターや文化センターの案内方法の不足。	庁舎内だけでなく、敷地内における看板の増設等が必要					

重要度評価(A:極めて重要、B:重要、C:可能な範囲で採用、D:不要)

緊急度評価(A:庁舎整備を待てない、B:庁舎整備時に対応、C:庁舎整備後でも可)